

令和6年度 小野町社会福祉協議会 事業計画

I 基本方針

少子・高齢化や核家族化の進行は、生活様式、価値観の多様化など地域や家族を取り巻く環境に大きく変化をもたらしています。また、社会的孤立、生活困窮、虐待、権利侵害等の複合的な生活課題も顕在化していることに加え、物価高騰により経済的にも大きな影響を受けています。

このような状況において、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、公的サービスの充実とともに、住民自身が地域生活課題を『我が事』として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域の力で支える「地域共生社会」の実現を目指した取り組みが重要とされています。

小野町社会福祉協議会においても、生活支援体制整備の強化を進めながら、お互いに支え合う『互助』の関係づくりを推進し、さらには、一人一人の生活課題に丁寧に対応し、多様な主体の連携（「連携・協働の場」の創出・活性化）により総合的支援を進めていくことを使命とし、組織全体で取り組んで参ります。

また、権利擁護支援を必要とする人の早期発見・支援を可能にしていくために、地域における連携・対応強化の推進役となる「地域連携ネットワークの中核」として、町と連携し地域の権利擁護支援体制の整備を図ります。

一方、介護保険事業の福祉人材不足と経営状況が厳しさを増しているなか、将来を見据え事業状況を分析し、利用者本位で信頼される安全安心な質の高い福祉サービスを引き続き提供していきます。

社会福祉協議会の原点である「住民ニーズに応える事業・活動を実施する」という立場に立ち、あらゆる機関との「つながり」の強化に努めながら地域住民に寄り添った支援に努めて参ります。

II 重点目標

1 地域福祉活動の推進

地域住民が、誰もがその人らしく安心して普通の生活が送れる地域づくりを進め、福祉関係の専門機関だけでなく、地域の各種団体、町民、保健、医療など様々な方々との連携・協働による取り組みを維持し、地域のつながり強化を図ります。

2 生活支援体制整備の充実

高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう、既存の資源整理を行い、それらの資源を活用した新たな支え合いの地域づくりと、介護予防、健康づくりを推進します。

3 一般介護予防事業の充実

高齢者が要介護状態になることを出来る限り予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、サポートする方々が活動しやすい仕組み作りの構築、サロン活動など通いの場への支援を行います。

4 権利擁護事業の体制整備

高齢者や障がいがあるご本人やご家族、支援関係者から成年後見制度の利用や権利擁護を目的とした生活の困りごとに関する相談を受け付け解決に向けた支援を行い、必要な人が必要な時に成年後見制度を利用したり、支援を受けることができる地域を目指し、関係機関との連携を図りながら、権利擁護センターとして必要な機能の充実を図ります。

5 ボランティア活動の推進

ボランティア活動は、明るく住みよいまちづくりをめざす活動として、一人ひとりができる時に、できることから始めていく活動として、幅広い領域で活動が展開されます。ボランティアセンターでは、ボランティア活動への住民の参加を呼びかけ、その活動を支援し、ささえあい地域でみまもるまちづくりを推進していきます。

6 障がい者福祉事業の推進

相談支援事業の充実により障がい者福祉施策の拡充を推進します。

7 介護保険事業の強化

利用者が望むサービスの追求をするため「利用者が何を求めているのか」を常に意識し、介護サービスの質の向上に努めます。また、就業環境の改善、事業所間の情報交換により、人材の確保と効率的な事業運営を進めていきます。

8 職員の資質向上に向けた支援

社会福祉の課題解決や福祉サービス向上を目的とした職員研修を実施することにより職員の資質向上を目指し、本会の事業推進に有用な資格や免許について、積極的に資格取得を促し、職員の意欲高揚と資質向上を図り、円滑な事業の運営を図ります。

9 組織体制の整備と財政基盤の強化

社会福祉協議会の事業を効果的に実施するため、社会福祉協議会事業内の連絡調整の強化と職員の資質向上の強化を図り、持続可能な財政基盤を構築します。

Ⅲ 事業概要

【令和6年度予算額】

1 法人運営事業

【32,167千円】

(1) 役員会等の運営

法人運営に係る重要事項の議決機関である評議員会、業務執行の決定や職務執行の監督を担う理事会等の運営を行います。

内 容	会議名（開催時期）
理事会	第1回 理事会（令和6年6月上旬） 第2回 理事会（令和6年11月中旬） 第3回 理事会（令和7年3月中旬）
評議員会	定時評議員会（令和6年6月中旬） 第1回 評議員会（令和6年11月下旬） 第2回 評議員会（令和7年3月下旬）
監事会	決算監査（令和6年5月下旬） 中間監査（令和6年10月下旬）
評議員選任・解任委員会	評議員選任・解任委員会（令和6年6月中旬）

(2) 人事管理

ア 職員の資質の向上を図るため、年間の研修計画を作成し、積極的に職員の育成を行います。

イ 職員の労務管理

(ア) 給与及び勤怠管理

職員の勤怠を管理し、給与の支給事務を行います。

(イ) 福利厚生

健康保険等各種社会保険の手続きを行います。また、職員の勤労意欲の向上を図るため、福利厚生の増進に努めます。

(ウ) 安全衛生及び健康管理

定期健康診断等を実施し、職員の健康保持に努めるとともに、職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成を促進します。

(3) 経理事務

会計帳簿の作成、整理及び保管、予算、決算、事業計画及び事業報告、資産及び負債の管理等、法人の支払資金収支状況、経営成績及び財務状態を把握し、適切な経理事務を行います。

(4) 会員募集

地域福祉の推進を目的として、本会の事業に賛同する会員の増加を図り、その会費を地域福祉活動の財源とします。

ア 一般会費 年額 300円(各戸)

イ 特別会費 年額 3,000円

(5) 広報啓発活動

本会の事業等について、実施内容等を町民に周知します。

内 容	発行予定日	部数
社会福祉協議会だよりの 発行	令和 6 年 6 月下旬 令和 6 年 10 月下旬 令和 7 年 2 月下旬	3,100 部
ホームページの更新	随時	

(6) 苦情への適切な対応

苦情解決にむけた第三者委員会議を開催し、本会に対する福祉サービスに関する苦情の解決方法について助言を受けることにより、本会が提供する福祉サービスの一層の向上を図ります。

会議名	会議名（開催時期）
第三者委員会議	第 1 回 第三者委員会議（令和 6 年 5 月上旬）

(7) 心配ごと相談事業

日常生活のあらゆる心配ごとの相談に無料で応じ、適切な助言、適正な機関を紹介する等問題解決への手助けを図ります。

(8) 生活困窮者自立支援事業

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い人を対象に、相談支援を実施するほか、就労支援（就労に向けた準備支援を含む）、安定した生活に向けての関係機関との連携、福祉基金などの貸付を行います。また、生活福祉資金貸付事業にも繋げます。

ア 自立相談支援事業

生活保護に至る前の生活困窮者に対する支援強化として就労相談受付後、生活自立サポートセンターへの紹介を実施します。

イ フードバンク支援

緊急的に食料品の提供が必要な世帯に対し、当面の食料品等の提供を行います。

(9) 福祉基金貸付事業（町社協）

低所得者に対し無利子無担保の資金の貸付を行い、自立更生を促し生活の安定を図るため貸付を行います。

(10) 火災等による罹災者への支援

火災及び風水害により罹災した町民に、自立した生活の開始を支援するため、物資等の支援を迅速に行います。

(11) 拠点福祉避難所設置

災害後、町からの要請により拠点福祉避難所を開設します。安全に運営をするため、関係機関と連携を図り、高齢者、障がい者等の受け入れをいたします。

(12) 百歳賀寿事業

満百歳の誕生日を迎えた方に対し、記念品を贈りその長寿をお祝いいたします。

2 地域福祉事業

【1,325千円】

(1) 子どもの居場所づくり事業

子どもたちの食育、世代間の交流、その他子どもに居場所を提供するため、ボランティア活動者の協力を得て、昨年度に引き続き令和6年度も試験的運用を実施し、その結果と課題等を検証して参ります。

(2) おのまちのびのび元気サロン（障がい者サロン）

子供たちの子育てについて、気軽に語らいができる情報交換の場を設け、子育て親子の絆や仲間づくり、また、地域社会における元気な子供たちを育むため、こまちっこサロンの活動支援を行います。

(3) 地域福祉活動団体

社会福祉団体の組織強化及び福祉事業の健全な発展を促すため、団体が実施する事業に対して助成及び支援をします。

助成団体	支援団体
小野町民生委員協議会	老人クラブ連合会事務局
小野町行政区長会	
こまちっこサロン	

(4) 在宅福祉サービス事業

在宅において、寝たきり等の状態にある高齢者及び障がい者に対し、衛生的で快適な日常生活がおくれるよう次のサービスを行います。

ア 寝具クリーニングサービス事業

寝具類のクリーニングサービス事業を、年2回実施します。（6月、12月）

イ 訪問理髪サービス事業

在宅において、理容師が散髪のサービスを年4回行います。

(5) 福祉車輛・備品貸出事業

身体機能の低下や障がい等で歩行困難な状況にある方に、日常生活での外出支援や社会参加の促進を図ることを目的に、車いすのまま乗降が可能な福祉車輛の貸出と、歩行困難な高齢者や障がい者の方へ車椅子の貸出を行います。また、テントや炊き出しセット等の地域福祉活動用物品の貸出を行います。

(6) 福祉教育

児童、生徒や一般町民の福祉意識及び人権意識の高揚を図り、将来の地域福祉の担い手を育成するため、学校や地域における福祉体験学習等を支援します。

ア 小野高校臨時講師派遣

イ 高齢者疑似体験セット貸出

3 寄附金事業 【3, 355千円】

小野町社会福祉協議会では、本会の活動や事業の趣旨に賛同し、応援してくださる町民の皆様や企業・団体からの寄附金を受け付けています。

いただいた寄附金は、各地域での福祉活動や小野町社会福祉協議会が行うさまざまな福祉活動に役立たせていただきます。

4 資金貸付事業 【1, 082千円】

他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指し、小野町社会福祉協議会が窓口となって運営しております。

(1) 総合支援資金

失業等により収入が減少し、世帯の生活の維持ができなくなった場合の生活の立て直しのために貸付する資金です。

(2) 福祉資金 福祉費

福祉器具の購入や、商売・結婚・出産・葬儀・引越・住宅改修等の経費、また日常生活上一時的に必要な経費を貸付する資金です。

(3) 福祉資金 緊急小口資金

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となる場合に貸付する資金です。

(4) 教育支援資金

高校、専門学校（専修学校専門課程）、短大、大学への就学に必要な入学金や制服等の就学経費、授業料・通学定期代等の就学経費を貸付する資金です。

(5) 不動産担保型生活資金

今お住まいの居住用不動産を担保に生活費を貸付する資金です。

(6) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

今お住まいの居住用不動産を担保に生活費を貸付する資金です。

5 生活支援体制整備事業

【7, 323千円】

(1) 生活支援体制整備

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる、生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するための支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービス提供事業主体と連携し支援体制の充実・強化を図ります。

ア 地域のニーズと資源の状況の見える化

要支援認定者、総合事業対象者等のニーズ及び既存の地域資源の把握と分析を行います。

イ 地域組織等への普及活動

地域住民、関係者及び民間企業者等に対しての啓発活動の実施と、自発的な生活支援活動の実施を促します。

ウ 関係者のネットワーク化

地域における多様な関係者とのネットワーク構築と、情報の共有の手段を講じます。

エ 目指す地域の姿、方針の共有、意識の統一

小野町との方針及び意識の統一を図ります。

オ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発

課題の検討を小野町と行い、整備に繋げます。

カ ニーズとサービスのマッチング

支援者と担い手のコーディネート業務を行い、必要とする相談に応じます。

キ 協議体の設置・運営

協議体会議を年3回実施します。

(2) 一般介護予防事業

介護予防に関する知識の普及啓発と、高齢者が要介護状態になることをできる限り予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

ア ボランティアポイント制度構築業務

介護認定の有無に関わらず、すべての高齢者を対象としたポイント制度を、令和7年度開始に向け整備を行います。

イ 通いの場（高齢者サロン）への支援

健康寿命を延伸していくための介護予防事業に取り組み、地域包括ケアの実現を目指し、元気高齢者や虚弱高齢者が介護予防活動を通して、社会活動や役割をもって生活できるような居場所と出番づくりを行い、自立した生活の確立と自己実現の支援を行います。

(3) 高齢者サロン

高齢者の集いの場として、生きがいと地域の支え合いの力を高めることを目的に、小地域での生活支援体制整備及び健康推進（一般介護予防事業）の強化に努めます。

また、住民同士の顔が見られる関係づくりに努め社会的孤立を防ぎ、生活状況の問題を早期に把握する見守りや、支援体制づくりを進めて参ります。

内 容	開催時期
代表者意見交換会	令和6年4月下旬
各サロン（19地区）	毎週1回開催地区 14地区 毎月1回開催地区 5地区

6 小野町権利擁護センター事業

【4,148千円】

成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用ができる体制づくりを支援する中核機関として、町民の方を迅速に適切な支援に繋げるために事業を行います。

(1) 広報・啓発活動

小野町広報紙、社会福祉協議会広報紙及びホームページ等で権利擁護に関する普及啓発を行います。また、関係機関のスキルアップを目的に研修会を行います。

(2) 相談業務

電話・窓口・訪問にて成年後見制度や権利擁護支援に関する相談をお受けします。また、関係機関からの求めに応じてケース会議を開催いたします。

(3) 利用促進

本人や親族が申立する際の助言や関係機関の紹介、必要に応じて裁判所へ受理同行等を行います。

本人の状況に合わせた適切な後見人候補者の検討を行います。

市民後見人の養成を行います。

(4) 後見人等支援

後見活動が円滑に行われるようチーム形成し会議を開催します。なお、後見開始後も支援いたします。

成年後見人からの相談、活動を支援します。

(5) 地域ネットワーク構築業務

権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本らしさい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするために、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみづくりに努めます。

(6) 日常生活自立支援事業（愛称 あんしんサポート事業）

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより日常生活上の判断に不安のある方が地域において自立した生活が送ることができるよう、利用者との契約に基づき次の支援等を行います。

ア 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用に関する相談、情報提供及び各種サービスの利用手続きを援助します。

イ 日常的金銭管理サービス

日常生活に必要な預金の払い戻しや、公共料金、税金、家賃、医療費等の支払いを援助します。

ウ 書類等の預かりサービス

定期預金の通帳、年金証書、判子、保険証書等、その他社会福祉協議会が適当と認めた書類等を貸金庫などで安全に保管します。

7 ボランティアセンター事業

【125千円】

(1) ボランティア活動の推進

ア 支え合い活動をベースにしたボランティア活動を推進していきます。また、ボラン

ティア活動者の人材育成の強化や資質向上、連携強化を図り、拠点であるボランティアセンター機能の充実とボランティア団体及び小中学校への活動等の支援を強化します。

イ ボランティアコーディネーターにより、ボランティア活動に関する情報提供、受入れに関する調整その他相談を行います。

(2) ボランティアの育成研修（ボランティア養成講座）

ボランティア活動への参加を促すため、町民を対象にボランティアニーズに対応できる、ボランティアの養成を目的として実施します。

(3) 災害救援のための体制の構築

災害発生時に速やかに災害ボランティアセンターを設置し、町やボランティア、また近隣市町村の社会福祉協議会と連携し、迅速かつ効果的に被災者の生活復旧を支援するため、災害救援のための体制の構築を図ります。

8 共同募金事業

【1,270千円】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に向けた取り組みを応援する、「自分の町を良くするしくみ」として行われている事業です。

(1) 委員会等の運営

共同募金に係る重要事項の議決機関である運営委員会、助成計画の策定及び審査を行う審査委員会の運営を行います。

ア 募金方法

内 容	会議名（開催時期）
運営委員会	第1回 運営委員会（令和6年6月上旬）
	第2回 運営委員会（令和7年3月中旬）
審査委員会	第1回 審査委員会（令和6年5月下旬）
	第2回 審査委員会（令和6年12月下旬）

(2) 赤い羽根（運動期間を10月1日～11月30日）

ア 募金方法

「戸別募金」、「学校募金」、「法人募金」、「職域募金」、「イベント募金」を行います。

イ 募金されたお金の使い道

(ア) 各団体への助成

助成団体
小野町スポーツ少年団
小中学校ボランティア普及事業 2校
日赤奉仕団すみれ会
三世代交流事業 8団体

(イ) 県域全体の福祉施設、福祉団体への援助及び災害時の積立

(3) 地域歳末たすけあい（運動期間を12月1日～12月28日）

ア 募金方法

「戸別募金」、「学校募金」、「法人募金」、「職域募金」を行います。

イ 募金されたお金の使い道

支援を必要とする人たちが安心して暮らすことが出来るよう12月下旬に配分を行います。

9 小野町指定特定相談支援事業

【8,413千円】

障がいの種別を問わず、障がい児・障がい者が自ら望む場所で社会の一員として、日常生活または社会生活を営むことができるよう、解決すべき課題等を把握したうえで必要な福祉サービスの利用支援を行います。

(1) 特定相談支援事業

ア 計画相談支援

(ア) サービス利用支援：障害福祉サービス利用者に対して、サービス等利用計画の作成と、サービス事業者等との連絡調整を行います。

(イ) 継続サービス利用支援：定期的にサービス等の利用状況の検証を行い、計画の評価・見直し(モニタリング)を行います。

イ 基本相談支援

全ての障がい児・障がい者及びその保護者又は介護者などから、社会生活を営むまでの相談に応じます。

(2) 障害児相談支援事業

ア 障害児相談支援

(ア) 障害児支援利用援助：障害児通所支援利用者に対して、利用計画の作成と、サービス事業所等との連絡調整を行います。

(イ) 継続障害児支援利用援助：定期的に障害児サービス等の利用状況の検証を行い、計画の評価・見直し(モニタリング)を行います。

(3) 専門的な人材の確保及び養成

ア 医療ケアが必要な者や行動障害を有する者、また、高齢化に伴い重度化する障害者に対して専門的な対応が出来るよう体制の確保に努めます。

イ 関係機関各所で行われる研修会へ参加し自己研鑽に努めます。

ウ 基幹相談支援センター主催の学習会に参加しスキルアップを図ります。

10 小野町地域包括支援センター事業

【28,716千円】

高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけでなく福祉・健康・医療などさまざまな分野から総合的に高齢者とその家族を支え、地域の窓口となり、高齢者本人の方はもちろんのこと、家族や地域住民の悩みや相談を、適切な機関と連携して解決して行きます。

(1) 総合事業・指定介護予防支援事業

ア 総合事業（介護予防ケアマネジメント業務）

要支援者等に対するアセスメントを行い、状態や環境等に応じて、目標を設定し自ら実施、評価できるよう支援します。

イ 指定介護予防支援事業

高齢者の自立支援を目的として、心身の状況、その置かれている環境、その他の状況に応じて、対象者自らの選択内容などに基づき、介護予防に向けたケア（ケアマネジメント）を検討します。介護が必要な状態（要介護）になることを可能な限り防ぎ、もし要介護状態になっても、状態が悪化しないよう自立した生活を支援します。

(2) 包括的支援事業（地域包括支援センター運営）

ア 総合相談業務

高齢者に関する介護や健康・福祉・医療など生活全般の悩みや相談を受け付けています。包括支援センターには看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員という3つの領域（医療・福祉・介護）の専門職が在籍しています。これらの専門職が適切な機関へ繋げて行きます。

イ 権利擁護業務

高齢者が安心して日常生活が送れるよう、高齢者の権利や財産、尊厳ある暮らしをまもるための相談・情報提供を行います。

「高齢者の虐待防止」や「消費者被害防止」に取り組み、実際に事例が生じた時には関係機関と連携しながら対応をします。また、お金の管理や契約などに不安を感じている方には「成年後見制度」について相談・支援を行います。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅と施設の連携を図り、多職種相互連携のもと、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現して参ります。地域における連携・協働の体制づくりもすすめて参ります。

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）

ア 在宅医療・介護連携推進事業

田村地方在宅医療介護連携支援センターと連携し、在宅医療と介護の提供体制構築に努めます。

イ 認知症総合支援事業及び任意事業

(ア) 認知症初期集中支援推進事業（認知症総合支援事業）

認知症初期集中支援チームと早期診断・早期対応にむけて連携し、医療・保健・福祉に係る関係者により検討会を行い事業の一体的な推進をいたします。

(イ) 認知症地域・ケア向上事業（認知症総合支援事業）

認知症地域支援推進員（担当職員）を中心として認知症患者医療センターを含む医療機関や認知症サポーター等と連携を図り、認知症の方とその家族の相談体制を支援いたします。

(ウ) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（認知症総合支援事業）

認知症地域支援推進員（担当職員）及び認知症の方とその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援体制の整備に努めます。

(エ) 認知症サポーター養成講座（任意事業）

認知症サポーター養成講座の企画立案及び実施を行うキャラバンメイト、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターの養成に努めます。

ウ 地域ケア会議推進事業

介護支援専門員のケアマネジメント支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域支援ネットワークの構築と、地域課題の把握を目的に「自立支援型地域ケア会議」を必要に応じて実施します。

また、地域づくり資源開発並びに政策形成など、地域の事情に応じて必要と認められる事項を検討するために町が主催する「地域ケアシステム推進会議」の運営に協働します。

11 小野町居宅介護支援センター事業

【27,902千円】

介護保険の基本理念である「高齢者の自己決定権の尊厳」「自分らしい生活の維持」及び「自立支援」を基本とし、常に利用者の意向を踏まえ、自立支援に向けた居宅サービス計画を作成し、そのプランに従ってサービスが提供されるよう関係事業者と連携を図りながら在宅生活が継続できるよう支援を行います。

(1) ケアマネジメントの充実

ア 医療機関との連携促進を行います。

イ 自立支援に向け本人の「強み」を引き出すアセスメントを行います。

ウ 加算を確実に算定できるよう努めます。

エ ケース記録の整理を行います。

オ 事業所内の情報交換、課題の共有、相談がスムーズに行えるよう定例会の実施をいたします。

(2) 介護支援専門員の資質・向上

ア 事業所内会議の充実を図ります。

イ 事業所内外の研修に参加し連携を深め、マネジメントに生かします。

(3) 各関係機関との強化

地域包括支援センターを始め、各関連機関との連携を密に行いニーズに沿ったケアマネジメントが行えるように努めます。

12 小野町デイサービスセンター事業

【102,460千円】

デイサービスセンターは、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や介護を日帰りで提供するサービスです。利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な介護予防通所介護事業及び通所介護事業、認知症対応型通所介護事業を実施し、心身機能の維持向上や社会的孤立感の解消並びに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図り利用者の在宅生活を支援いたします。また、地域に密着し信頼されるサービス事業展開を行います。

(1) 通所介護計画に基づくサービス提供

ケアプランに基づいた適正な通所介護計画を作成し、利用者及び家族の意向と状況把握に努め、全ての利用者がより良い在宅生活を継続できるよう支援します。

(2) 機能訓練

心身の状態維持並びに増進へ向け、援助していきます。

(3) アクティビティ（集団でのレクリエーションや創作等）

学習・創作・音楽・料理・ゲーム等、行事や季節感を多く取り入れた活動を実施することにより、利用者の有する能力や可能性を最大限に活用します。

(4) 入浴サービス

利用者個人の状態・希望に応じ、最適な入浴サービスを提供します。

(5) 食事サービス

利用者個人の状態及び嗜好を把握し、食事内容の検討を行います。栄養面・食事制限等に配慮しながらも、美味しく、楽しく召し上がっていただくことを基本とし援助を行います。

(6) デイサービス行事

月	行事内容	
	通所介護・介護予防通所介護	認知症対応型通所介護
4	お花見ドライブ	お花見ドライブ、花の植栽
5	青空活動	青空活動、野菜の植栽
6	運動会、買い物、100歳賀寿	運動会、買い物
7	手作りおやつ、買い物	手作りおやつ、買い物
8	夏まつり	夏まつり
9	敬老会、買い物	敬老会、買い物
10	カラオケ大会、買い物、手作りおやつ	カラオケ大会、買い物
11	収穫祭ゲーム、買い物、100歳賀寿	収穫祭ゲーム、買い物
12	お楽しみ忘年会	お楽しみ忘年会
1	新年会、絵馬作成	新年会、絵馬作成
2	節分	節分
3	お茶会	お茶会

- 文化祭出展・・・次年度の干支作成（已）
- 誕生会・・・毎月3～4日間実施（プレゼント、額入り写真、誕生ケーキ）
- カレンダー・・・毎月作成
- 広報紙・・・デイサービス広報紙「ガーベラ」を毎月発行

13 基金運営事業

【4,125千円】

協議会に寄せられた寄附金の使途を明確にするための管理、社会福祉充実を目的とし

た計画的な運用を行っております。また、安定した経営を確保するための活動基盤の維持及び将来発生が見込まれる経費の積立・管理を行っています。

14 日本赤十字社事業

日本赤十字社は、国内の災害時の救護をはじめ、国外の紛争・自然災害の被害者に対する緊急救援活動などさまざまな人道的活動を行っています。小野町分区として、社員募集のお願いと、非常災害発生時の救援活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、救援装備の充実、整備を行います。

(1) 社員募集（5月～6月）

- ア 一般社員 500円以上
- イ 特別社員 2,000円以上

(2) 非常災害発生時の救援活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、救援装備の充実、整備を図るとともに、被災者に応急救援物質を配布しています。その他、火災や風水害で住居が被災した場合、毛布・緊急セット等の給付と見舞金の支給があります。